

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年7月22日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03 - 3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪市北区曽根崎二丁目16番19号(りそな梅田ビル)) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野町一丁目47番1号(名古屋国際センタービル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由	1
2 訂正事項	1

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成16年7月21日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）において募集を行う2008年8月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、同日付で証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項の一部が決定されましたので、証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正部分には、下線を付しております。

2【訂正事項】

□ 本新株予約権付社債に関する事項

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日（平成16年7月21日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%から130%の範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

(訂正後)

(2) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、510円とする。

以 上